

中分類 2 1 - 窯業・土石製品製造業

総 説

この中分類には、板ガラス及びその他のガラス製品、セメント及び同製品、建設用粘土製品、陶磁器、耐火物、炭素及び黒鉛製品、ほうろう鉄器、研磨材料、骨材、石工品、石こう（膏）製品、石灰などを製造する事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

- 210 管理，補助的経済活動を行う事業所（21 窯業・土石製品製造業）
- 2100 主として管理事務を行う本社等
主として窯業・土石製品製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。
管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所
- 2109 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
主として窯業・土石製品製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。
自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用倉庫；自家用資材置場
- 211 ガラス・同製品製造業
- 2111 板ガラス製造業
主として普通板ガラス、変り板ガラス、フロートガラス、磨き板ガラス、すりガラス、合わせガラス、強化ガラスなどを製造する事業所をいう。
ただし、主として他から受け入れた板ガラスから合わせガラス、強化ガラスなどを製造する事業所は細分類 2112 に分類される。
板ガラス製造業

×強化ガラス製造業[2112]; 合わせガラス製造業[2112]; すりガラス製造業[2112]; 曲げガラス製造業 [2112]; 複層ガラス製造業 [2112]

2112 板ガラス加工業

主として他から受け入れた板ガラスからすりガラス，合わせガラス，強化ガラス，曲げガラス，鏡などを製造する事業所をいう。

すりガラス製造業；合わせガラス製造業；強化ガラス製造業；曲げガラス製造業；複層ガラス製造業；自動車用ガラス製造業；石英ガラス製造業

×板ガラス製造業 [2111]; 光学レンズ製造業 [2753]; 眼鏡レンズ製造業（個人の注文によるものを除く）[3297]

2113 ガラス製加工素材製造業

主として加工用素材としてのガラス製品であって，ガラスの粉，粒，塊，棒，管などを製造する事業所をいう。

主として電球・電子管用バルブを製造する事業所も本分類に含まれる。

光学ガラス素地製造業；電球類用ガラスバルブ製造業；電子管用ガラスバルブ製造業；アンプル用ガラス管製造業；ガラス繊維原料用ガラス製造業；電子機器用基盤ガラス製造業

×石英ガラス製造業[2112]; 眼鏡用ガラス製造業[2119]; 漁業用浮玉製造業[2119]; 白熱電球製造業 [2941]

2114 ガラス容器製造業

主としてガラス製の飲料容器，食料容器，調味料容器，化粧品容器などを製造する事業所をいう。

主な製品は，ビール瓶，酒瓶，牛乳瓶，清涼飲料用瓶，滋養飲料用瓶，しょう油瓶，こしょう瓶，化粧用クリーム瓶などである。

ただし，食卓用及びちゅう房用のコップ，皿，鉢，バター入れ，湯沸しなどを製造する事業所は細分類 2116 に，理化学用及び医療用の耐酸瓶，アルコール瓶，試薬瓶などを製造する事業所は細分類 2115 に分類される。

ビール瓶製造業；酒瓶製造業；牛乳瓶製造業；サイダー瓶製造業；しょう油瓶製造業；化粧瓶製造業

×コップ製造業 [2116]; 皿製造業 [2116]; 耐酸瓶製造業 [2115]; フラスコ製造業 [2115]; 魔法瓶用ガラス製中瓶製造業 [2119]; 魔法瓶製造業 [3289]

2115 理化学用・医療用ガラス器具製造業

主として理化学及び医療・衛生用ガラス器具を製造する事業所をいう。

主な製品は，フラスコ，ビーカー，シリンダ，標本瓶，培養皿，乳鉢，

吸い飲み，洗淨用品，耐酸瓶，アルコール瓶，一般薬瓶，試薬瓶などである。

フラスコ製造業；ビーカー製造業；標本瓶製造業；耐酸瓶製造業；アルコール瓶製造業；試薬瓶製造業；試験管製造業；注射筒製造業（目盛りのないもの）；アンブル製造業；耐熱ガラス製理化学用・医療用器具製造業；寒暖計・体温計用ガラス製造業

2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業

主として卓上用ガラス器具及びちゅう房用ガラス器具を製造する事業所をいう。

主な製品は，コップ，皿，鉢，バター入れ，ソース及びしょう油差し，柄付きパン，コーヒー沸しなどである。

コップ製造業；皿製造業；しょう油差し製造業；耐熱ガラス製ちゅう房用器具製造業；インキスタンド製造業；金魚鉢製造業；花瓶製造業；灰皿製造業

2117 ガラス繊維・同製品製造業

主としてガラス繊維（長繊維，短繊維）及びガラス繊維製の布，テープ，マット，ボード，フィルタなどの製品を製造する事業所をいう。

主としてガラス繊維を他から受け入れてガラス繊維製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ガラス繊維製造業；ガラス繊維製品製造業；石英系光ファイバ素線製造業
× 繊維強化プラスチック（F・R・P）製品製造業 [1843 又は 1844]；光ファイバケーブル製造業 [2342]

2119 その他のガラス・同製品製造業

主としてその他のガラス製品を製造する事業所をいう。

主な製品は，照明器具用ガラス，眼鏡用ガラス，時計用ガラス，漁業用ガラス浮玉，建設用ガラス製品，石英ガラス製品などである。

照明器具用ガラス製造業；時計用ガラス製造業；シャンデリアガラス製造業；石英ガラス製品製造業；ガラスブロック製造業；多泡ガラス製造業；電灯かさ製造業（ガラス製のもの）；眼鏡用ガラス製造業；漁業用ガラス浮玉製造業；魔法瓶用ガラス製中瓶製造業；ガラス製絶縁材料製造業

× 寒暖計・体温計用ガラス製造業 [2115]；ガラス製がん具製造業 [3251]；魔法瓶製造業 [3289]；眼鏡レンズ製造業 [3297]；模造真珠製造業 [2199]